

平成 20 年 11 月 4 日

社団法人 日本ホテル協会  
会長  
中村 裕 様

社団法人 日本文藝家協会  
理事長 坂上 弘

## 文芸作品の朗読・上演についてのお願い

拝啓 貴協会と貴協会加盟ホテル各社におかれましてはますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて本日は、貴協会加盟のホテルを会場とする文芸作品の朗読・上演について当協会からのお願いをさせていただきます。

当協会は、わが国で唯一の、小説家や詩人・歌人・俳人ら 2,500 名余で組織されております文芸家の職能擁護団体でございます。様々な公益活動を展開しております。平成 15 年 10 月からは、著作権等管理事業法に基づく著作権管理業務を文化庁に登録して実施し、現在では 3,300 名余のわが国を代表する文芸作品執筆者の著作権をお預りして、放送・映画・演劇等各利用者に適正にご利用いただくシステムを実現して、好評をいただいております。

ところで、近年、ホテルの会場等で行われる文芸作品の朗読や上演が盛んになる中で、著作権者の許諾を得ずに上演案内やチケット販売がなされているケースが増えておりまして、中には度重なる無許諾使用のために上演を中止していただいたケースも起こっております。そのため会場を提供されるホテルや上演協賛者の皆様に多大なご迷惑が掛かる場合も少なくありません。

文芸作品の朗読・上演には、著作権法上、必ず著作権者（作者・著作権継承者）の許諾が必要なことは文化国家の常識でございます。

朗読・上演の企画が生じた段階で当協会にご照会やご相談をいただければ、貴協会加盟ホテルに振りかかるトラブルの大半は未然に防げることと思っております。朗読・上演を外部の上演者から持ちかけられてホテル等の主催・共催でイベントをされる場合は、著作権処理が適正になされた上での上演であるかどうかを、主催者・共催者の責任で必ずご確認くださいようお願い申し上げます。

また、朗読・上演会のためにホテル施設や部屋を提供されます場合も、イベントの主催者に同様のご確認をしていただきますようお願い申し上げます。

貴協会におかれましては、文芸作品の朗読・上演に関わる貴協会加盟のホテル事業者各位に、この点、十分にご徹底いただきたく、よろしくようお願い申し上げます。

敬具

朗読・上演のご相談と許諾につきましては、下記までご連絡下さい。

日本文藝家協会著作権管理部 伊藤・母袋（もたい）

電話 03・3265・9658

当協会で管轄する著作権委託者につきましては

当協会ホームページ <http://www.bungeika.or.jp/> でご確認いただけます。